

鹿 児 島 県 公 報

平成28年10月25日（火）第3258号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止（社会福祉課取扱い） 1
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定（2件）（社会福祉課取扱い） 1
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の変更事項の届出（2件）（社会福祉課取扱い） 2
- 漁船保険付保義務発生（水産振興課取扱い） 2
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定（水産振興課取扱い） 2
- 県営土地改良事業に係る換地処分（農地整備課取扱い） 3

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 3

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 946 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成28年10月25日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

名 称	所 在 地	廃止年月日
黒木胃腸科外科医院	阿久根市脇本7390番地1	平成28年8月15日
倉内調剤薬局	鹿屋市北田町5番29号	平成28年7月31日

鹿 児 島 県 告 示 第 947 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

平成28年10月25日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

名 称	所 在 地	指定年月日
水口歯科医院	鹿屋市寿二丁目14番41号	平成28年8月1日
黒木医院	阿久根市脇本7403番地1	平成28年8月16日

鹿 児 島 県 告 示 第 948 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関として指定した。

平成28年10月25日

鹿児島県知事 三反園訓

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日	施術の種類
折目健太郎	やすらぎ整骨院 枕崎市東本町1番地タイヨー枕崎店内	平成28年 7月25日	柔道整復
園田博明	園田整骨院 肝属郡錦江町馬場1101番地3	平成28年 8月23日	柔道整復

鹿児島県告示第949号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

平成28年10月25日

鹿児島県知事 三反園訓

名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		変更年月日
		変 更 前	変 更 後	
種子島産婦人科医院 西之表市西之表16314番地7	所在地	西之表市西之表9952番地1	西之表市西之表16314番地7	平成28年 5月1日

鹿児島県告示第950号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があった。

平成28年10月25日

鹿児島県知事 三反園訓

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		変更年月日
			変 更 前	変 更 後	
株式会社霧島リハウ オーク絆 霧島市隼人町内山田 1110番地2	株式会社霧島リハウ オーク絆居宅介護支 援事業所 霧島市隼人町内山田 1110番地2	事業所の所 在 地	霧島市隼人町姫 城三丁目178番 地	霧島市隼人町内 山田1110番地2	平成28年4 月1日
株式会社霧島リハウ オーク絆 霧島市隼人町内山田 1110番地2	株式会社霧島リハウ オーク絆訪問看護ス テーション 霧島市隼人町内山田 1110番地2	事業所の所 在 地	霧島市隼人町姫 城三丁目178番 地	霧島市隼人町内 山田1110番地2	平成28年4 月1日

鹿児島県告示第951号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、秋目加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成28年10月25日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第952号

薩摩川内市上甕町江石184番地1 中間義也及び薩摩川内市上甕町江石134番地 谷口広から

なされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成28年10月25日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 薩摩川内市上甕町中甕・江石区域（薩摩川内市上甕町中甕，上甕町江石及び上甕町中野の地区）
- 2 区分 総トン数10トン未満の漁船により主としてきびなごさし網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第953号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により，土地改良事業県営農地環境整備川田地区の換地計画に係る換地処分を，平成28年9月30日に行った。

平成28年10月25日

鹿児島県知事 三反園訓

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第111号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は，遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成28年10月25日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	ちょいパチ押忍！ど根性ガエルC01	株式会社大都技研	6P0964
ぱちんこ遊技機	CRぱちんこ押忍！番長M01	株式会社大都技研	6P1113
ぱちんこ遊技機	CRぱちんこ仮面ライダーフルスロットルA1	京楽産業．株式会社	6P1156
ぱちんこ遊技機	CRAえとたまAD	株式会社メーシー	6P1139
ぱちんこ遊技機	CRA鉄拳2Y	株式会社三共	6P1116
回胴式遊技機	忍魂暁ノ章/A2	株式会社大都技研	6S0645
回胴式遊技機	シェイクⅢ/A4	株式会社大都技研	6S1065
回胴式遊技機	ドキドキマンゴー/SP-30	株式会社パイオニア	6S0911
回胴式遊技機	オキスロ/DX-30	株式会社パイオニア	6S1018